

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 4 年 9 月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和 4 年 9 月 26 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 4 年度大阪府一般会計補正予算（第 6 号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事）

○条例案

- 1 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 2 職員の退職手当に関する条例一部改正の件
- 3 職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 4 大阪府教育行政事務手数料条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

教育庁 令和4年度一般会計補正予算案（第6号）の概要

一般会計	補正予算案額	41億6,116万1千円
	現計予算額	5,557億5,849万8千円
	補正後予算案額	5,599億1,965万9千円

〔 一 般 会 計 〕

上段 令和4年度補正予算案額
 中段 令和4年度現計予算額
 下段 令和4年度補正後予算案額

事業名	事業費	事業内容の説明
スクールカウンセラー 配置事業費	1億3,822万9千円 4億6,015万5千円 5億9,838万4千円	コロナ禍の影響が続く中、児童の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制をより充実させるため、中学校区に配置しているスクールカウンセラーの派遣回数を拡充。 ○小学校：全598校（政令市を除く）に月1～2回の派遣増
スクールカウンセラー 配置事業費 （高等学校）	2,617万8千円 1億2,916万1千円 1億5,533万9千円	コロナ禍の影響が続く中、生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制をより充実させるため、スクールカウンセラーの配置回数を拡充。 ○府立高校161校に月1回の配置増
スクールカウンセラー 配置事業費 （府立高校再編整備事業）	162万6千円 2億3,256万3千円 2億3,418万9千円	コロナ禍の影響が続く中、生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制をより充実させるため、スクールカウンセラーの配置回数を拡充。 ○エンバワメントスクール等10校に月1回の配置増
いじめ・虐待等対応 支援体制構築事業費	6,403万2千円 2億6,386万5千円 3億2,789万7千円	コロナ禍の影響が続く中、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、児童に寄り添い直接支援にあたるスクールソーシャルワーカーサポーターの配置回数を拡充。 ○小学校：135校（政令市を除く）に週1～3回の配置増
府立学校スマートスクール 推進事業費	28億5,134万5千円 32億6,720万7千円 61億1,855万2千円	コロナ禍で実施してきたICTを活用したオンライン学習をさらに充実させるため、府立高校における全ての教室でオンライン学習を実施可能とすべく、オンライン学習の環境が未整備の特別教室等にアクセスポイントの整備を実施。 併せて、モデル校（30校）に電子黒板等を導入し、さらに充実したオンライン学習を実施。 また、府立支援学校（病院併設校除く全43校）においても電子黒板を配備し、コロナ禍における感染防止対策と両立しながら、児童生徒が集団で学び合う学習環境を整備。
学校維持管理費	10億7,975万1千円 54億6,909万7千円 65億4,884万8千円	原油価格高騰により不足する府立学校の電気代及びガス代を増額。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	工事請負契約締結の件 (大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工 事)	大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事請負契約 契約金額 10億4,500万円 請負者 株式会社藤木工務店 大阪本店

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の定年の引上げ等 に伴う関係条例の整備 に関する条例制定の件	<p>国家公務員について、定年が65歳まで引き上げられること等を踏まえ、条例において同趣旨の改正等を行う。</p> <p>[主な改正内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の定年を65歳まで、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。 ・管理監督職勤務上限年齢を原則60歳とする。 ・60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、短時間勤務の職に採用することができることとする。 ・60歳に達した職員の給与水準を定める。 ・定年退職者の再任用制度を段階的に廃止する。 <p>施行日：令和5年4月1日</p> <p>[関係条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の定年等に関する条例ほか22条例
2	職員の退職手当に関する 条例一部改正の件	<p>国家公務員について、退職時に支給された退職手当と雇用保険法に基づく基本手当との差額分を退職手当として支給する場合において、退職の日後に事業を開始した職員が廃業したときの求職活動を支えるため、当該事業の実施期間を最大3年間支給期間に算入しないこととされたことを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p>

3	職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	<p>1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、同一の子について育児休業を2回取得することができることとされたことに伴い、職員が育児休業等計画書により申し出た場合に再度の育児休業を取得することができることとしている規定を削除する等の改正を行う。</p> <p>2 国家公務員について、非常勤職員が子の1歳に達する日以後の育児休業を取得する場合に夫婦交替での取得をより柔軟に行うことができることとされたこと等を踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行日：令和4年10月1日</p>
4	大阪府教育行政事務手数料条例一部改正の件	<p>教育職員免許法の改正により、教員免許更新の制度が廃止されたことから、当該更新の申請等に係る手数料を廃止する。</p> <p>施行日：公布の日</p>

第〇号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 年 月 日提出

契約金額 1,045,000,000円

請負者 住所 大阪府中央区備後町一丁目7番10号

名称 株式会社藤木工務店 執行役員大阪本店長 岡持博久

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府条例第 号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の定年等に関する条例</p>	<p>職員の定年等に関する条例</p>
<p>目次</p>	
<p>第一章 総則(第一条)</p>	
<p>第二章 定年制度(第二条―第五条)</p>	
<p>第三章 管理監督職勤務上限年齢制(第六条―第十一条)</p>	
<p>第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十二条)</p>	
<p>第五章 雑則(第十三条)</p>	
<p>附則</p>	
<p>第一章 総則</p>	
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八條の二、第二十八條の五並びに第二十八條の六第一項及び第二項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八條の六第三項並びに第二十八條の七並びに警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六條の四第二項の規定に基づき、府の職員、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員並びに府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(法第二十八條の六第四項に規定する職員を除く。以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 前条の定年(特定地方独立行政法人の職員で規則で定めるものに係るものを除く。)は、年齢六十五年とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の二第一項及び第二項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八條の二第三項並びに第二十八條の三の規定に基づき、府の職員、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員並びに府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(地方公務員法第二十八條の二第四項に規定する職員を除く。以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 前条の定年(特定地方独立行政法人の職員で規則で定めるものに係るものを除く。)は、年齢六十年とする。ただし、別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢六十五年とする。</p>
<p>(定年による退職の特例)</p>	<p>(定年による退職の特例)</p>

第四条 任命権者は、定年に達した職員（特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。）が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第九条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条各号に掲げる職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限

第四条 任命権者は、定年に達した職員（特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。）が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員をその者が定年退職日において従事していた職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - 二 当該職務に係る勤務場所その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により欠員を容易に補充することができないうき。
 - 三 当該職務を担当する者の交替が当該職務に係る業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の期限又は前項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由が存しなくなつたと認めるときは、その期限を繰り上げることができる。

4 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合、第二項の規定により期限を延長する場合又は前項の規定により期限を繰り上げる場合には、その職員の同意を得なければならぬ。

が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

第五条 (略)

第三章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項本文の条例で定める職は、次に掲げる職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職並びに職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第二十八条の二第一項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。)とする。

一 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第十一条第一項に規定する職

二 警察職員のうち、警視又は警部の階級にある警察官(前号に掲げる職を除く。)及び大阪府警察組織規則(平成二十六年大阪府公安委員会規則第五号)第一百条第一項の規定により置かれる主席師範

三 前二号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項本文の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第二十八条の二第一項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を占める職員の管理監督職務上限年齢は、六十年を超え六十四年を超えない範囲内で人事委員会規則で定める年齢とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に掲げる標準職務遂行能力(次条第三項にお

5 前各項の規定の実施に関し必要な手続は、人事委員会規則で定める。

第五条 (略)

いて「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をするこ

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をするこ

三 当該職員以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をするこ

2) 前項の規定は、警察法第五十六の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)(一)とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下「特定地方警務官」という。))に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)(一)と、同項各号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)(一)とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは、「特定任命」と、読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)(で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必

要とするものであるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2| 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3| 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4| 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当

該異動期間を更に延長することができる。ただし、前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5) 任命権者は、第三項又は前項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかについて、当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十条 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ及び延長事由が消滅した場合の措置)

第十一条 任命権者は、第九条第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該職員の同意を得て、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

2) 任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しよ

うとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）で定める。

附 則

1―6 （略）

（定年に関する経過措置）

7 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年大阪府条例第 号）第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員については、前項の規定にかかわらず、その定年は、年齢六十五年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（第七条ただし書に規定する職を占める職員にあつては、同条ただし書の人事委員会規則で定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当

附 則

1―6 （略）

該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の変動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

10 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下「特定地方警務官」という。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表(第六条関係)

一	社会福祉施設
二	保健所
三	病院及び診療所
四	一の項から三の項までに掲げるもののほか、医療業務を担当する部署のある施設等で任命権者が定めるもの

別表(第三条関係)

一	社会福祉施設
二	保健所
三	病院及び診療所
四	前三号に掲げるもののほか、医療業務を担当する部署のある施設等で任命権者が定めるもの

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(給料)	<p>第二条 職員(非常勤職員(法第二十二條の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)を除く。以下同じ。)には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第二条から第四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))による勤務に対し、給料を支給する。</p>	<p>第二条 職員(非常勤職員(法第二十八條の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)を除く。以下同じ。)には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第二条から第四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))による勤務に対し、給料を支給する。</p>
(初任給、昇給、昇格等の基準)	<p>第五条 (略)</p>	<p>第五条 (略)</p>

- 2 | 6 (略)
- 7 五十五歳(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号。以下「定年条例」という。))第六條に規定する医師及び歯科医師である職員にあつては、五十七歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する第五項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「零」とする。
- 8 | 14 (略)

- 2 | 6 (略)
- 7 五十五歳(定年が年齢六十五年である職員にあつては、五十七歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する第五項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「零」とする。
- 8 | 14 (略)
- 15 法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員の給料月額はその者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(短時間勤務職員の給料月額)

第六條の二 育児休業法第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))の給料月額は、第五條第一項から第三項まで及び前條の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(短時間勤務職員の給料月額)

第六條の二 育児休業法第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))の給料月額は、第五條第一項から第三項まで及び第十五項並びに前條の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第五條第一項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 法第二十八條の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))の給料月額は、第五條第十五項及び前條の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 (略)

3 (略)

(通勤手当)

(通勤手当)

第十四條 (略)

第十四條 (略)

1 (略)

1 (略)

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六條の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六條の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額

イーワ (略)
三 (略)
3-6 (略)

(産業教育手当)
第十九条 (略)

2・3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員の産業教育手当の月額は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

5 (略)

(時間外勤務手当)
第二十一条 (略)

2 (略)

3 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項から第五項までの規定により割り振られた一週間の勤務時間(以下この条において「割り振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5-7 (略)

(義務教育等教員特別手当)
第二十四条の三 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

イーワ (略)
三 (略)
3-6 (略)

(産業教育手当)
第十九条 (略)

2・3 (略)

4 再任用短時間勤務職員の産業教育手当の月額は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

5 (略)

(時間外勤務手当)
第二十一条 (略)

2 (略)

3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項から第五項までの規定により割り振られた一週間の勤務時間(以下この条において「割り振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5-7 (略)

(義務教育等教員特別手当)
第二十四条の三 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第二十五条の二 (略)

- 2 (略)
- 3 第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。
- 4 (略)

(勤務一時間当たりの給与額)

第二十七条 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条に定める一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額(育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務一時間当たりの給与額を考慮して人事委員会規則で定める額、定年前再任用短時間勤務職員にあつては常勤の職員の勤務一時間当たりの給与額を考慮して人事委員会規則で定める額、任期付短時間勤務職員にあつては一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条各項の規定により採用された職員の勤務一時間当たりの給与額を考慮して人事委員会規則で定める額)とする。

附則

1—23 (略)

24 当分の間、職員の給料月額、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第二十六項及び附則第二十八項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第二項及び第五項から第十二項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

25 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和四年大阪府条例第 号)第一条の規定による改正前の定年条例第三条ただし書に規定する職員
- 三 定年条例第九条第一項又は第二項の規定により法第二十八条の二第一項に規定する異勤期間(定年条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第六条に規定する職を占める職員
- 四 定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(定年条例第二条に

第二十五条の二 (略)

- 2 (略)
- 3 第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十七条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。
- 4 (略)

(勤務一時間当たりの給与額)

第二十七条 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条に定める一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額(育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務一時間当たりの給与額を考慮して人事委員会規則で定める額、再任用短時間勤務職員にあつては常勤の再任用職員の勤務一時間当たりの給与額を考慮して人事委員会規則で定める額、任期付短時間勤務職員にあつては一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条各項の規定により採用された職員の勤務一時間当たりの給与額を考慮して人事委員会規則で定める額)とする。

附則

1—23 (略)

規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

五 定年条例第六条に規定する医師及び歯科医師である職員並びに同条各号列記以外の部分に規定する人事委員会規則で定める職を占める職員

六 定年条例第七条ただし書に規定する人事委員会規則で定める職を占める職員

七 前項の規定の適用を受けない職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員

26 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第三十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第二十四項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第二十八項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第二十四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

28 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第四号に掲げる公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第二十四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

29 附則第二十七項の規定は、前項の規定の適

用について準用する。この場合において、附則第二十七項中「前項」とあるのは「附則第二十八項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第二十六項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第二十六項及び附則第二十七項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第二十六項、附則第二十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第二十六項、附則第二十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十九条の二第二項、第二十六条の三第一項及び第二十八条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第二十六項、附則第二十八項、附則第三十項又は附則第三十一項の規定による給料の額との合計額」とし、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第五項(同条例第五条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第二十六項、附則第二十八項、附則第三十項又は附則第三十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

33 附則第二十四項から前項までに定めるもののほか、附則第二十四項の規定による給料月額、附則第二十六項の規定による給料その他附則第二十四項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

34 | 40 (略)

24 | 30

(略)

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任 用短時間勤 務職員		基 準 給料月額							
		円 215,800	円 237,200	円 259,900	円 295,300	円 364,500	円 381,200	円 398,000	円 451,200

備考 (略)

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		215,800	237,200	259,900	295,300	364,500	381,200	398,000	451,200

備考 (略)

別表第3 医療職給料表（第3条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 302,200	円 345,500	円 401,800	円 477,000	円 579,800

備考（略）

別表第2 研究職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 263,300	円 289,100	円 332,600	円 392,800

備考（略）

別表第3 医療職給料表（第3条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		302,200	345,500	401,800	477,000	579,800

備考（略）

別表第2 研究職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		263,300	289,100	332,600	392,800

備考（略）

ハ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 260,700	円 267,500	円 278,000	円 294,700	円 332,400

備考 (略)

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 216,000	円 247,800	円 261,500	円 329,600	円 372,700

備考 (略)

ハ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		260,700	267,500	278,000	294,700	332,400

備考 (略)

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		216,000	247,800	261,500	329,600	372,700

備考 (略)

ロ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円 227,200	円 276,800	円 304,500	円 331,600	円 414,300

備考 (略)

別表第4 教育職給料表 (第3条関係)

イ 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円 236,000	円 279,600	円 309,200	円 338,000	円 424,600

備考 (略)

ロ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		227,200	276,800	304,500	331,600	414,300

備考 (略)

別表第4 教育職給料表 (第3条関係)

イ 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		236,000	279,600	309,200	338,000	424,600

備考 (略)

別表第5 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円 242,000	円 253,100	円 257,500	円 293,700	円 310,800	円 350,100	円 386,000	円 419,000

備考 (略)

別表第5 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		242,000	253,100	257,500	293,700	310,800	350,100	386,000	419,000

備考 (略)

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（退職手当の支給）</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員（地方公務員法第二十二條の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十八條第一項又は（平成三年法律第十号）第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四條各項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員（地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項若しくは第二十八條の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四條各項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職し</p>

(一般の退職手当)
 第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の四まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)
 第五条 (略)

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
 第五条の二 退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の四及び附則第五十七項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

2 (略)
 一・二 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
 第五条の三 (略)

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五条の二第一項第一号	(略)	(略)
第五条の二第一項第二号	(略)	(略)
第五条の二第一項第二号口	(略)	(略)

た場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(一般の退職手当)
 第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)
 第五条 (略)

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
 第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

2 一・二 (略)
 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
 第五条の三 (略)

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
前条第一項第一号	(略)	(略)
前条第一項第二号	(略)	(略)
前条第一項第二号口	(略)	(略)

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の四 第五条の二(前条において読み替へて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四及び附則第五十七項による任命(第五条の四及び附則第五十七項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。)」により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条の二第一項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替へるものとする。

第五条の五 (略)

第六条の二 第五条の二第一項(第五条の四において読み替へて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額(第五条の四において読み替へて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額。次号において同じ。)に六十を乗じて得た額

二 (略)

第六条の三 (略)

読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
(略)	(略)	(略)
第六条の二	第五条の二第一項	第五条の三の規定により読み替へて適用する第五条の二第一項
同項の	(略)	第五条の三の規

第五条の四 (略)

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
- 二 (略)

第六条の三 (略)

読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
(略)	(略)	(略)
前条	第五条の二第一項	第五条の三の規定により読み替へて適用する第五条の二第一項
同項の	(略)	同条の規定によ

<p>第六条の二 第一号</p>	<p>特定減額前 給料月額 (第五条の四において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額。次号において同じ。)</p>	<p>定により読み替えて適用する同項の</p>
<p>第六条の二 第二号</p>	<p>(略)</p>	<p>特定減額前給料月額(第五条の四において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額。次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者のおけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>

(退職手当の調整額)
 第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条第二項又は第二十八条第二項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第二十九条第一項の規定による停職、教育公務員特別法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七条第四項において「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第五項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

2-5 (略)

<p>前条第一号</p>	<p>特定減額前 給料月額</p>	<p>り読み替えて適用する同項の</p>
<p>前条第二号</p>	<p>(略)</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者のおけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>

(退職手当の調整額)
 第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条第二項又は第二十八条第二項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第二十九条第一項の規定による停職、教育公務員特別法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

2-5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)
第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職

手当の額が、退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二(第五条の四において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一―四 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第十四条 (略)

第十四条 (略)

一 (略)
二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員)に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないとき。

2―7 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)
第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る

一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員)に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎と

(一般の退職手当の額に係る特例)
第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職

手当の額が、退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一―四 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第十四条 (略)

第十四条 (略)

一 (略)
二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員)に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないとき。

2―7 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)
第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る

一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員)に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として

なる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2―7 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2

退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する大阪府行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3

退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき

の引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2―7 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2

退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する大阪府行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3

退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき

4 判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し定年前任用短時間勤務職員に對する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該行為に關し定年前任用短時間勤務職員に對する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

附則

6—9 (略)

1—43 (略)

(退職手当の基本額に係る特例)

44 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第五十号附則第三項の規定に該当する者を除く。）に對する退職手当の基本額は、第二条から第五条の四まで及び附則第五十八項から附則第六十三項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十四項」とする。

4 判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員に對する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該行為に關し再任用職員に對する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

附則

6—9 (略)

1—43 (略)

(退職手当の基本額に係る特例)

44 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第五十号附則第三項の規定に該当する者を除く。）に對する退職手当の基本額は、第二条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十四項」とする。

45 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第五十号附則第四項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二(第五条の四において読み替えて準用する場合を含む)、附則第六十二項及び附則第六十三項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

46 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第五十号附則第五項の規定に該当する者を除く。)で第五条又は附則第五十九項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額とする。

47—56 (略)

57 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定によりその者の俸給月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額額が減額前の俸給月額額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けなかったことがあるときは、この条例の規定による俸給月額額には、当該差額を含まないものとする。

58 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第五十八項」とする。

59 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第五十九項」とする。

60 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- 一 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和四年大阪府条例第 号)第一条の規定による改正前の定年条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員
- 二 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員

61 給与条例附則第二十四項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

45 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第五十号附則第四項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

46 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第五十号附則第五項の規定に該当する者を除く。)で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額とする。

47—56 (略)

<p>62 当分の間、第五条第一項の規定に該当する者(定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者で人事委員会規則で定めるもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)に対する第五条の三、第五条の四及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第五十八項及び附則第六十項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)(に達する日)」と、第五条の三の表及び第六条の三の表中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数(一年につき)」とあるのは「その者に係る定年(附則第五十八項に規定する職員及び附則第六十項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第五十八項に規定する職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)(と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数(一年につき)とする。」</p> <p>63 当分の間、六十歳に達した日以後の最初の四月一日以後に退職する職員が第五条の二(第五条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の適用を受ける場合において、六十歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第三条から第五條の四項から附則第四十六項まで及び附則第五十八項から前項までの規定により計算した額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額とする。</p>	
---	--

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
 第四条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1・2 (略)	附則 1・2 (略)

<p>3 (退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項に規定する指定法人職員(以下この項において「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等(以下この項において「職員以外の地方公務員等」という。))として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第五項において同じ。)のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。))第三条から第五条まで又は附則第五十八項若しくは第五十九項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の四まで及び附則第五十八項から第六十三項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第五条の二(退職手当条例第五条の四において読み替へて準用する場合を含む。)、附則第六十二項及び第六十三項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第五条又は附則第五十九項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第三項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 退職手当条例附則第三十五項の規定の適用を受ける職員でこの条例附則第三項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当条例第二条の三から第五条の四まで、第六条から第六条の五まで及び附則第三十五項並びにこの条例附則第三項から前項まで又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十四号。以下「条例第五十四号」という。))附則第九項の規定にかかわらず、その者につき退職手当条例附則第三十五項の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例(附則第三十五項を除く。))及びこの条例附則第三項から前項まで又は条例第五十四号附則第九項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p> <p>7—9 (略)</p>	<p>3 (退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項に規定する指定法人職員(以下この項において「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等(以下この項において「職員以外の地方公務員等」という。))として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第五項において同じ。)のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。))第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第三項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 退職手当条例附則第三十五項の規定の適用を受ける職員でこの条例附則第三項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当条例第二条の三から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで及び附則第三十五項並びにこの条例附則第三項から前項まで又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十四号。以下「条例第五十四号」という。))附則第九項の規定にかかわらず、その者につき退職手当条例附則第三十五項の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例(附則第三十五項を除く。))及びこの条例附則第三項から前項まで又は条例第五十四号附則第九項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p> <p>7—9 (略)</p>
---	---

第五条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪

府条例第五十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1—6 (略)</p> <p>7 附則第四項に規定する者又は附則第五項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、退職手当条例第二条の四から第五条の四まで、第六条から第六条の五まで及び附則第三十五項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十号。以下「条例第五十号」という。)附則第三項から附則第六項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、当該規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>一 退職手当条例第二条の四から第五条の四まで、第六条から第六条の五まで及び附則第三十五項並びに条例第五十号附則第三項から附則第六項までの規定により計算した額</p> <p>二 (略)</p> <p>8—30 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1—6 (略)</p> <p>7 附則第四項に規定する者又は附則第五項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、退職手当条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで及び附則第三十五項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十号。以下「条例第五十号」という。)附則第三項から附則第六項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、当該規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>一 退職手当条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで及び附則第三十五項並びに条例第五十号附則第三項から附則第六項までの規定により計算した額</p> <p>二 (略)</p> <p>8—30 (略)</p>

第六条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者)をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第六条附則第三十四項及び附則第四十三項から第四</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者)をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第六条附則第三十四項及び附則第四十三項から第四</p>

十五項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十号」という。）附則第三項から第六項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年大阪府条例第八十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第八十二号」という。）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五條の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職した者を除く。）にあつては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五條の四まで、第六条から第六條の五まで、附則第三十五項及び附則第四十四項から第四十六項まで、附則第六項、附則第七項、条例第五十号附則第三項から第六項まで並びに条例第八十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3
—
16
（略）

十五項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十号」という。）附則第三項から第六項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年大阪府条例第八十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第八十二号」という。）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五條の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職した者を除く。）にあつては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五條の三まで、第六条から第六條の五まで、附則第三十五項及び附則第四十四項から第四十六項まで、附則第六項、附則第七項、条例第五十号附則第三項から第六項まで並びに条例第八十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3
—
16
（略）

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）
第七條 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年大阪府条例第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>（高齢者部分休業） 第二條 （略） 2 法第二十六條の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、<u>五十五歳</u>とする。</p>	<p>（高齢者部分休業） 第二條 （略） 2 法第二十六條の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、<u>職員</u>の定年等に関する条例（昭和五十九年大阪府条例第三号）<u>第三條</u>に規定する定年から五年を減じた年齢とする。</p>
3 （略）		3 （略）

（大阪府職員基本条例の一部改正）
第八條 大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次

のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第一章―第八章 (略) 第九章 削除 第十章―第十二章 (略) 附則</p> <p>(目的) 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)に定める根本基準に従い、職員(府の職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員及び非常勤職員(法第二十二條の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)を除く。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(非常勤職員を除く。)(以下「府費負担教職員」という。)をいう。以下同じ。)の採用から退職までにおける公務員制度の基本的な事項を定めて公正かつ適正に運用することにより、職員が自律性を備えた人材としてその能力を高めつつ、府民全体の奉仕者として全力を挙げてその職務を遂行し、もって府政の適確な運営と府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。</p> <p>第九章 削除</p> <p>第三十条 削除</p>	<p>目次 前文 第一章―第八章 (略) 第九章 再任用(第三十条) 第十章―第十二章 (略) 附則</p> <p>(目的) 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)に定める根本基準に従い、職員(府の職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員及び非常勤職員(法第二十八條の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)を除く。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(非常勤職員を除く。)(以下「府費負担教職員」という。)をいう。以下同じ。)の採用から退職までにおける公務員制度の基本的な事項を定めて公正かつ適正に運用することにより、職員が自律性を備えた人材としてその能力を高めつつ、府民全体の奉仕者として全力を挙げてその職務を遂行し、もって府政の適確な運営と府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。</p> <p>第九章 再任用</p> <p>(定年退職者等の再任用の方針) 第三十条 再任用(法第二十八條の四から第二十八條の六までの規定により、法第二十八條の四第一項に規定する定年退職者等を常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することをいう。次項において同じ。)の制度については、組織の運営上の必要性を踏まえ、厳格に運用しなければならない。 2) 前項に定めるもののほか、職員の再任用に關し必要な事項は、別に条例で定める。</p>

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第九条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(趣旨)
 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)
 第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、府の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。)及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十七条第二項の規定による降任(法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。))に該当する降任を除く。第九条第六項及び第七項を除き、以下同じ。)、免職又は降給(他の職への降任等に伴う降給を除く。第九条第六項及び第七項を除き、以下同じ。))の処分の基準を定めるものとする。

(趣旨)
 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)
 第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、府の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。)及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十七条第二項の規定による降任、免職又は降給の処分の基準を定めるものとする。

(休職の事由)
 第五条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれか(非常勤職員(法第二十一条の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。))にあっては、第二号)に該当する場合においては、これを休職することができる。
 一・二 (略)

(休職の事由)
 第五条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれか(非常勤職員(法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。))にあっては、第二号)に該当する場合においては、これを休職することができる。
 一・二 (略)

(降任、免職、休職又は降給の手続)
 第九条 (略)
 2 | 5 (略)

(降任、免職、休職又は降給の手続)
 第九条 (略)
 2 | 5 (略)

6 | 任命権者は、職員に対し、他の職への降任等に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴う降給をする場合には、人事委員会規則で定めるところにより、その旨を当該職員に通知するものとする。

7 | (略)

6 | (略)

附 則

附 則

1・2 (略)

1・2 (略)

3 | 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に対する第一条及び第九条第六項の規定の適用については、当分の間、第一条中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給及び職員の給与に関する条例附則第二十四項の規定による降給」と、第九条第六項中「に伴う降

<p>給」とあるのは「に伴う降給若しくは職員^の給与に関する条例附則第二十四項の規定による降給」とする。</p>	
--	--

(職員^の懲戒に関する条例の一部改正)
 第十条 職員^の懲戒に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後
	改正前
<p>(懲戒の手續) 第四条 (略) 2-4 (略) 5 第二項の規定は、非常勤職員(法第二十二條の四第一項、地方公務員^の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職^の任期付職員^の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)には、適用しない。</p> <p>(減給の効果) 第七条 減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員^の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(懲戒の手續) 第四条 (略) 2-4 (略) 5 第二項の規定は、非常勤職員(法第二十八條の五第一項、地方公務員^の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職^の任期付職員^の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)には、適用しない。</p> <p>(減給の効果) 第七条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員^の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

(職員^の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)
 第十一条 職員^の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後
	改正前
<p>(期末手当) 第二条 (略) 2 (略) 3 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略) 2 (略) 3 地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以</p>

<p>の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。</p>	<p>下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。</p>
<p>4―7 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第五条 (略)</p>	<p>4―7 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第五条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額</p>	<p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五を乗じて得た額の総額</p>
<p>3―6 (略)</p>	<p>3―6 (略)</p>

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)
第十二条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和四十一年大阪府条例第三十三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、同条例第九条第二項に規定する休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)及び同条例第十条第一項に規定する代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)(非常勤職員(法第二十二條の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)にあつては、任命権者が定める日)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、同条例第九条第二項に規定する休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)及び同条例第十条第一項に規定する代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)(非常勤職員(法第二十八條の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)にあつては、任命権者が定める日)</p> <p>三 (略)</p>

(職員)の育児休業等に関する条例の一部改正)
 第十三条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第二条 (略) 一 (略) 二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号。以下「定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員 三 定年条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 四・五 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第十条 (略) 一 (略) 二 定年条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員 三 定年条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (部分休業をすることができない職員) 第十九条 (略) 一 (略) 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。) (部分休業の承認) 第二十条 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第六条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、十五分を単位として行うものとする。 2・3 (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第二条 (略) 一 (略) 二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員 三・四 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第十条 (略) 一 (略) 二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員 (部分休業をすることができない職員) 第十九条 (略) 一 (略) 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) (部分休業の承認) 第二十条 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第六条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、十五分を単位として行うものとする。 2・3 (略)</p>

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)
 第十四条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第

四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(一週間の勤務時間)

第二条 (略)

2 (略)

3 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。この場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員等、定年

(一週間の勤務時間)

第二条 (略)

2 (略)

3 地方公務員法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。この場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間

前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設定することが困難である職員については、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合に限り、人事委員会と協議して、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4・5 (略)

(年次休暇)

第十三条 任命権者は、職員に対して一の年につき二十日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の年次休暇を与えるものとする。ただし、次に掲げる職員はその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。

一―三 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に年次休暇を与える場合の単位については、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定めるものとする。

5―7 (略)

(非常勤職員の勤務時間等)

第十九条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十七条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。

勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設定することが困難である職員については、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合に限り、人事委員会と協議して、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4・5 (略)

(年次休暇)

第十三条 任命権者は、職員に対して一の年につき二十日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の年次休暇を与えるものとする。ただし、次に掲げる職員はその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。

一―三 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に年次休暇を与える場合の単位については、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定めるものとする。

5―7 (略)

(非常勤職員の勤務時間等)

第十九条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十七条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十五条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p>

一一十一 (略)

一一十一 (略)

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十六条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務手当) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員</p> <p>三 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十三條 第五條、第七條、第九條及び第十七條の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>	<p>(時間外勤務手当) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法第二十八條の五第一項の規定により採用された職員</p> <p>三 (略)</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第二十三條 第五條、第七條、第九條及び第十七條の規定は、地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)に於ては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める職員を除く。)</p> <p>四 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年</p>	<p>(職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項又は第二十八條の六第一項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)に於ては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める職員を除く。)</p> <p>四 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年</p>

大阪府条例第三号) 第四条第一項本文の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項本文の規定により期限を延長することとされている職員

五 (略)

大阪府条例第三号) 第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

五 (略)

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十八条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第四條第一項本文の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項本文の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項又は第二十八條の六第一項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第四條第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第十九条 職員の退職管理に関する条例(平成二十三年大阪府条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)</p> <p>第三十八條の二第八項及び第三十八條の六第二項の規定に基づき、府の職員(条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下「職員」という。)の退職管理に關し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)</p> <p>第三十八條の二第八項及び第三十八條の六第二項の規定に基づき、府の職員(条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下「職員」という。)の退職管理に關し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を</p>

確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

(府吏員退隠料等条例の一部改正)

第二十条 府吏員退隠料等条例(昭和九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条及教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第八条第一項ニ規定スル府立学校(旧制専門学校ヲ含ム)ノ学長、校長、部局長、教員(講師ニアツテハ常時勤務ノ者及地方公務員法第二十二條ノ四第一項ニ規定スル短時間勤務ノ職ヲ占メル者ニ限リ次項ニ規定スル講師、助教諭及養護助教諭ヲ除ク)及助手(以下教育職員ト云フ)但シ教育公務員特例法附則第二条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク</p> <p>四 (略)</p> <p>本条例ニ於テ府吏員ニ準ズベキ者トハ府立高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師並ニ学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)ニ規定スル盲学校、聾学校及養護学校ノ助教諭、養護助教諭及常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師(以下準教育職員ト云フ)ヲ謂フ</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条及教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第八条第一項ニ規定スル府立学校(旧制専門学校ヲ含ム)ノ学長、校長、部局長、教員(講師ニアツテハ常時勤務ノ者及地方公務員法第二十八條ノ五第一項ニ規定スル短時間勤務ノ職ヲ占メル者ニ限リ次項ニ規定スル講師、助教諭及養護助教諭ヲ除ク)及助手(以下教育職員ト云フ)但シ教育公務員特例法附則第二条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク</p> <p>四 (略)</p> <p>本条例ニ於テ府吏員ニ準ズベキ者トハ府立高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師並ニ学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)ニ規定スル盲学校、聾学校及養護学校ノ助教諭、養護助教諭及常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師(以下準教育職員ト云フ)ヲ謂フ</p>

(大阪府警察職員の分限に関する条例の一部改正)

第二十一条 大阪府警察職員の分限に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の事由)</p> <p>第二条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれか(非常勤職員(法第二十二條の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)にあっては、第二号)に該当する場合には、これを休職することができる。</p>	<p>(休職の事由)</p> <p>第二条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれか(非常勤職員(法第二十八條の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)にあっては、第二号)に該当する場合には、これを休職することができる。</p>

一・二 (略)

(降給の事由)

第三条 (略)

2 前項の規定による降給は、降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。)に限る。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第四条 警察本部長は、法第二十八条第一項第一号若しくは第三号の規定により降任若しくは免職の処分をしようとする場合又は同項第一号若しくは第三号の規定に該当するものとして前条第一項の規定による降給の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴く等、公正を期さなければならぬ。

2 (略)

3 職員の意に反する降任(法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。))に該当する降任を除く。若しくは免職若しくは休職又は降給(他の職への降任等に伴う降給を除く。)の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

4 (略)

5 警察本部長は、職員に対し、他の職への降任等に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴う降給をする場合には、人事委員会規則で定めるところにより、その旨を当該職員に通知するものとする。

一・二 (略)

(降給の事由)

第三条 (略)

2 前項の規定による降給は、職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する処分に限る。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第四条 警察本部長は、法第二十八条第一項第一号若しくは第三号の規定により降任若しくは免職の処分をしようとする場合又は同項第一号若しくは第三号の規定に該当するものとして前条第一項の規定による降給(以下この条において「降給」という。)の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴く等、公正を期さなければならぬ。

2 (略)

3 職員の意に反する降任若しくは免職若しくは休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

4 (略)

附則第三項を次のように改める。

(降任及び降給の手続の特例)

3 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第三項及び第五項の規定の適用については、当分の間、同条第三項中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給及び職員の給与に関する条例附則第二十四項の規定による降給」と、同条第五項中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給若しくは職員の給与に関する条例附則第二十四項の規定による降給」とする。

附則第四項から第六項までを削る。

(大阪府警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)
第二十二條 大阪府警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、当該	(減給の効果) 第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料

<p>2 (略)</p>	<p>減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額（非常勤職員（法第二十二條の二第一項第二号若しくは第二十二條の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四條各項の規定により採用された職員を除く。）にあつては、報酬の額（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二條第五項に規定する報酬の額を除く。）の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>及びこれに対する地域手当の合計額（非常勤職員（法第二十二條の二第一項第二号若しくは第二十八條の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四條各項の規定により採用された職員を除く。）にあつては、報酬の額（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二條第五項に規定する報酬の額を除く。）の十分の一以下を減ずるものとする。</p>

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第二十三條 職員の再任用に関する条例（平成十二年大阪府条例第百五十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一條 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十條の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第二條 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一條の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第四條第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一條の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第四條第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧定年条例第二條に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第三條（新定年条例附則第七項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三條に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職

その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項又は改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあつるもの

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがあるもの

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範

囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第一項の規定により採用された者のうち、同条第三項に規定する任期が満了したことにより退職したものの

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあ
るもの

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、
暫定再任用をされたことがあるもの

3 改正法附則第四条第一項及び第二項の任期又は同条第三項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、改正法附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用する者又は同条第三項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第九条において同じ。）に達しているもの（新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項の規定を準用する。

第五条 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の改正法附則第四条第三項（改正法附則第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

2 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

（改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第六条 改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第七条 改正法附則第四条又は附則第六条の規定が適用される場合における改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正法附則第四条又は附則第六条の規定が適用される場合における改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第八条 改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三条又は附則第四条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第九条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者（基準日から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢等)

第十条 改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

2 改正法附則第二条第三項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認については、新定年条例附則第九項及び附則第十項の規定の例による。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第二十四項から附則第三十三項までの規定は、改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

第十二条 暫定再任用職員のうち、短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第三条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第十三条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法第百十号）第十条

第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第十四条 暫定再任用短時間勤務職員に対する新給与条例第二条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第十五条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第三条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第五条第一項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十六条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十四条第二項、第十九条第四項、第二十一条第三項及び第四項並びに第二十四条の三第二項の規定を適用する。

第十七条 新給与条例第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第十八条 前七条に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（大阪府職員基本条例等の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 暫定再任用短時間勤務職員は、次に掲げる条例中、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

一 第八条の規定による改正後の大阪府職員基本条例

二 第九条の規定による改正後の職員の分限に関する条例
三 第十条の規定による改正後の職員の懲戒に関する条例
四 第十二条の規定による改正後の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

五 第十四条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

六 第十六条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新技能労務職員条例」という。）

七 第二十一条の規定による改正後の大阪府警察職員の分限に関する条例

八 第二十二条の規定による改正後の大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）第二条第三項の規定を適用する。

2 新期末勤勉手当条例第五条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の特典第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
第二十二條 施行日から令和十四年三月三十一日までの間における新技能労務職員条例第二十三條の規定の適用については、同条中「第二十二條の四第一項」とあるのは、「第二十二條の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 施行日から令和十四年三月三十一日までの間における次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用される職員を除く。）」とする。

一 第十七條の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項第一号

二 第十八条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項第一号

(大阪府職員基本条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 暫定再任用の制度については、組織の運営上の必要性を踏まえ、厳格に運用しなければならない。

(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第二十五条 府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分限条例等の適用除外) 第二条 前条の規定にかかわらず、職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号。以下「分限条例」という。)第九条第三項及び第七項、第十条第六項並びに職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号。以下「懲戒条例」という。)第四条第二項の規定は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員には、適用しない。</p>	<p>(分限条例等の適用除外) 第二条 前条の規定にかかわらず、職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号。以下「分限条例」という。)第九条第三項及び第六項、第十条第六項並びに職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号。以下「懲戒条例」という。)第四条第二項の規定は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員には、適用しない。</p>

大阪府条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（失業者の退職手当） 第十条（略） 2・3（略） 4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間とを合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをした場合にあつては、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項（この項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項に規定する支給期間に算入しない。</p>	<p>（失業者の退職手当） 第十条（略） 2・3（略） 4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間とを合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをした場合にあつては、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。</p>

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和四年七月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用区分）

2 新条例第十条第四項の規定は、適用日以後に同項の事業を開始した職員その

他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

大阪府条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第一条の四に規定する場合に該当する場合にあつては当該子が二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続いて採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(1) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)(において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの)</p> <p>(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四に規定する場合に該当する場合にあつては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)(において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>

職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)
第二条の三 (略)

- 一・二 (略)
- 三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしていない場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合)にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六か月到達日

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)
第二条の三 (略)

- 一・二 (略)
- 三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合)に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合)に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合)に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日(を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合)

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしていない場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ハ (略)
ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)
第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- 一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- 二・三 (略)
- 四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしていない場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ロ (略)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)
第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一・二 (略)

(既にした育児休業から除かれる最初の育児休業の期間)
第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、子の出生の日から起算して五十七日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 (略)
一―四 (略)

五・六 (略)
七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間)
第三条の二 育児休業法第二條第一項第一号の条例で定める期間は、子の出生の日から起算して五十七日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)
第十一条 (略)

一―五 (略)
六 育児短時間勤務(この号の規定に該当した)ことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、一月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第三条 (略)
一―四 (略)

五 育児休業(この号の規定に該当した)ことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、一月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)に申し出た場合に限る。)

六・七 (略)
八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)
第十一条 (略)

一―五 (略)
六 育児短時間勤務(この号の規定に該当した)ことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、一月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条(第五号に係る部分に限る。)及び第十一条(第六号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

大阪府条例第 号

大阪府教育行政事務手数料条例の一部を改正する条例

大阪府教育行政事務手数料条例（平成十二年大阪府条例第三十三号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（納入義務者及び金額） 第二条（略）			（納入義務者及び金額） 第二条（略）		
項	区	分	項	区	分
一	法第五条第一項又は第十六 条第一項の規定による普通 免許状の授与に係る申出を しようとする者	（略）	一	法第五条第一項又は第十六 条の二第一項の規定による 普通免許状の授与に係る申 出をしようとする者	（略）
二	法第五条第二項の規定によ る特別免許状の授与に係る 申出をしようとする者	（略）	二	法第五条第三項の規定によ る特別免許状の授与に係る 申出をしようとする者	（略）
三	法第五条第五項の規定によ る臨時免許状の授与に係る 申出をしようとする者	（略）	三	法第五条第六項の規定によ る臨時免許状の授与に係る 申出をしようとする者	（略）
六（略）	（略）	（略）	六（略）	（略）	（略）
七・八	（略）	（略）	九・十	（略）	（略）
			十一	教育職員免許法及び教育公 務員特例法の一部を改正す る法律（平成十九年法律第九 十八号。以下「改正法」とい う。）附則第二条第二項に規 定する更新講習修了確認を 申請しようとする者	三、三〇〇円
			十二	改正法附則第二条第三項第 三号の確認を申請しようと する者	三、三〇〇円
			十三	改正法附則第二条第四項の 規定による延期を申請しよ うとする者	一、〇〇〇円
			十四	改正法附則第二条第五項の 規定による認定を申請しよ うとする者	三、三〇〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。